

誓約書

申請者（届出者）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者（届出者）の住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者名）

群馬県知事 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第56条第1項各号の概要

- 1 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 自動車リサイクル法、フロン類法、廃棄物処理法に違反して罰金以上の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- 3 フロン類回収業の登録を取り消され、一定の期間を経ない者
- 4 フロン類回収業の登録を取り消された法人の役員で一定の期間を経ない者
- 5 フロン類回収業の事業の停止を命じられ、一定の期間を経ない者
- 6 未成年者の場合、その法定代理人が1から5に該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに1から5に該当する者があるもの